

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和32年藤沢市条例第29号）
の一部を次のように改正する。

附則第8項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が継続していることにより、市民や事業者が引き続き厳しい状況に置かれていることに鑑み、令和2年6月から9月まで講じている常勤特別職職員の給料削減を延長する必要がある。